

訪問看護重要事項説明書

訪問看護重要事項説明書

利用者に対する訪問看護サービスの提供開始に当たり、厚生労働省令第 37 条号第 8 条に基づいて当事業所が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業の目的及び運営の方針

(1) 事業の目的

指定訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、要介護者等が居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(2) 運営方針

在宅療養をしている利用者の「生活の質」を確保するため、保健・医療・福祉関係者と密接な連携のもとに、在宅療養が継続できるよう支援する。また、円滑な事業運営に努め、在宅ケア推進を図る。

2 職員の職種、員数及び職種内容

令和 5 年 1 月現在

区分	資格	常勤（人）	非常勤（人）	兼務	職務内容	計（人）
代表社員	正看護師	1		1	管理業務	1
訪問看護師	正看護師	14		0	訪問看護業務	14
事務職員		2		1	訪問看護事務	2

3 営業日及び営業時間

平日	8:30～17:30
休業日	日曜日・祝日・盆（8月13日～15日） 年末年始（12月29日～1月3日） * 緊急時は随時
24 時間緊急時体制	休日及び時間外は当日夜勤担当者がご対応いたします

4 当事業所の概要

事業所名	合同会社訪問看護ステーション ハピネス
事業者主	代表社員：中田 彰子
所在地	〒880-0833 宮崎県宮崎市昭栄町 80 番地
電話番号・FAX	電話 0985-78-3393 FAX0985-78-3394
携帯電話	090-4265-5553 代表：中田 彰子（会社用携帯）

5 訪問看護の提供方法及び内容

(1) 提供方法

主治医の指示書に基づき、利用者の自宅で看護師等が具体的な看護・健康相談・指導を行う。

(2) 内容

健康状態の観察・健康相談

- ・ 血圧、体温、脈拍、呼吸の測定
- ・ 病状の観察と相談
- ・ 心の健康相談 など

日常生活の看護

- ・ 身体清潔のケア（清拭・洗髪など）
- ・ 排泄のケア
- ・ 床ずれ予防の及び手当
- ・ 療養生活の整備

在宅リハビリテーション看護

- ・ 体位変換、関節などの運動
- ・ 日常生活動作の訓練（食事・排泄など）

精神、心理的看護

- ・ 不安な精神心理状態のケア
- ・ 生活リズムの取り方
- ・ 社会生活への復帰援助
- ・ 事故防止ケア、服薬ケア

認知症の看護

- ・ 認知症の介護相談
- ・ 悪化防止、事故防止の相談など

介護相談

- ・ 病状、介護、日常生活に関する相談
- ・ 介護及び家族の精神的支援
- ・ 医療、福祉サービスの紹介など

6 利用料金

訪問看護 料金表

(介護保険による場合) 訪問看護・予防訪問看護含む

種類	内容	金額
利用者負担 (訪問看護)	20 分未満の訪問	1 回 3,120 円 利用者負担割合 (1 割) 312 単位 (2 割) 624 単位
	30 分未満の訪問	1 回 4,690 円 利用者負担割合 (1 割) 469 単位 (2 割) 938 単位
	30 分以上 60 分未満の訪問	1 回 8,190 円 利用者負担割合 (1 割) 819 単位 (2 割) 1,638 単位
	60 分以上 90 分未満の訪問	1 回 11,220 円 利用者負担割合 (1 割) 1,122 単位 (2 割) 2,244 単位
(予防訪問看護)	20 分未満の訪問	1 回 3,110 円 利用者負担割合 (1 割) 301 単位 (2 割) 602 単位
	30 分未満の訪問	1 回 4,490 円 利用者負担割合 (1 割) 449 単位 (2 割) 898 単位
	30 分以上 1 時間未満	1 回 7,900 円 利用者負担割合 (1 割) 790 単位 (2 割) 1,580 単位
	1 時間以上 1 時間 30 分未満	1 回 10,840 円 利用者負担割合 (1 割) 1,084 単位 (2 割) 2,168 単位

複数名訪問看護加算	30 分未満の訪問	1 回 2,540 円 利用者負担割合 (1 割) 254 単位 (2 割) 508 単位
	30 分以上の訪問	1 回 4,020 円 利用者負担割合 (1 割) 402 単位 (2 割) 804 単位
加算時 (保険での規定)	夜間 (18 : 00～22 : 00) 深夜 (22:00～6:00) 早朝 (6:00～8:00)	25%加算 50%加算 25%加算
	初回加算	3,000 円 利用者負担割合 (1 割) 300 単位 (2 割) 600 単位
	緊急時訪問看護加算	月 5,740 円 利用者負担割合 (1 割) 574 単位 (2 割) 1,148 単位
	退院時共同指導加算	月 6,000 円 利用者負担割合 (1 割) 600 単位 (2 割) 1,200 単位
	特別管理加算 I (気管カニューレ・留置カ テーテル等)	月 5,000 円 利用者負担割合 (1 割) 500 単位 (2 割) 1,000 単位
	特別管理加算 II (在宅酸素・人工肛門・重 度の褥瘡のある方)	月 2,500 円 利用者負担割合 (1 割) 250 単位 (2 割) 500 単位
	ターミナルケア加算(予防 はなし)	20,000 円 利用者負担割合 (1 割) 2,000 単位 (2 割) 4,000 単位
保険外	エンゼルケア (希望時)	12,000 円

* 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担はその 1 割又は 2 割の額とする。

(医療保険の場合) (精神も含む)		(1 割負担)		(2 割負担)	(3 割負担)
訪問看護基本療養費 (Ⅰ) (1 日 1 回につき)	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
訪問看護基本療養費 (Ⅱ) * 同一建物内の複数 (2 人) の利用者に同 1 日に訪問した場合	週 3 日まで	5,550 円	555 円	1,110 円	1,665 円
	週 4 日目以降	6,550 円	655 円	1,310 円	1,965 円
訪問看護基本療養費 (Ⅲ) * 在宅療養に備えた外泊時 (入院中に 1 回、厚生労働省が定める疾病等は、入院中に 2 回)		8,500 円	850 円	1,700 円	2,550 円
訪問看護管理療養費 (1 日につき)	月の初日	7,400 円	740 円	1,480 円	2,220 円
	2 日目以降	2,980 円	298 円	596 円	894 円
早朝・深夜加算 (6 時～8 時) (18 時～22 時)		2,100 円	210 円	420 円	630 円
深夜加算 (22 時～6 時)		4,200 円	420 円	840 円	1,260 円
難病等複数回訪問加算	1 日 2 回の訪問	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円
	1 日 3 回以上	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円
複数名訪問看護加算	看護師 (週 1 回)	4,300 円	430 円	860 円	1,290 円
	准看護師 (週 1 回)	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円

◎病状やご希望により下記の料金が加算されます。

	(1 割負担)	(2 割負担)	(3 割負担)
24 時間対応体制加算 (1 月につき)	6,400 円	640 円	1,280 円
情報提供療養費 (1 月につき)	1,500 円	150 円	300 円
緊急時訪問看護加算 (1 日につき)	2,650 円	265 円	530 円
特別管理加算Ⅰ 月 1 回*2	5,000 円	500 円	1,000 円
Ⅱ 月 1 回*3	2,500 円	250 円	500 円
退院時共同指導加算 (1 月につき) (利用者の状態に応じ月 2 回を限度)	8,000 円	800 円	1,600 円
特別管理指導加算	2,000 円	200 円	400 円

退院支援指導加算	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
在宅患者連携指導加算（1 月につき）	3,000 円	300 円	600 円	900 円
在宅患者緊急時カンファレンス加算 （1 月に 2 回）	2,000 円	200 円	400 円	600 円
ターミナルケア療養費*4	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円
長時間訪問看護・指導加算（1 回の訪問が 90 分を超えた場合）（週 1 回まで）*1 厚生労働省が定める状態の場合週 3 回まで	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円

*1 人工呼吸器を使用している方・特別訪問看護指示期間の方・特別な管理を必要としている方。

*2 気管カニューレ・留置カテーテルを使用している状況にある方。

*3 在宅酸素・人工肛門・重度の褥瘡等の状態にある方。

*4 在宅で亡くなられた日及び前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を行った場合。

上記の対象者に対して 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合に加算されます。

◎その他の費用

交通費	* 片道 2km 以内 * 片道 2km 以上 5km 未満 * 片道 5km 以上 10km 未満 * 片道 10km 以上	無料 100 円（1 回の訪問につき） 200 円（1 回の訪問につき） 300 円（1 回の訪問につき）
エンゼルケア（死後の処置）		12,000 円

* 日常生活用具・物品・材料費等は**実費**とさせていただきます。

* その他・オプション費用として（訪問看護を利用したいとき/但し医師の許可が必要）

1 時間(5550 円)・30 分（2775 円）でご利用できます。

* キャンセル

利用者がサービスの利用を中止する際は速やかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先：訪問看護ステーションハピネス（電話番号）0985-78-3393

利用者の都合でサービスを中止する場合には、**サービス前日の 17 時までにご連絡ください**。連絡がなく、訪問看護師がお家に伺った場合は、キャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承ください。

ただし利用者の容態の急変など、緊急をやむえない事情がある場合は、キャンセル料は不要です。

キャンセル料：2000 円

7 通常の実施区域

宮崎市・国富町・新富町とする。（その他の区域については要相談）

8 秘密保持と個人情報の保護について

訪問看護・介護予防訪問看護サービスを提供するうえで知り得たご利用者様及び、そのご家族に関する秘密及び個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は契約が終了したあとも継続します。

9 虐待防止について

ご利用者への差別の禁止、人権擁護、虐待防止のため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策の必要な体制整備を行うと共に、職員に対する虐待防止を啓発、普及する為の研修を実施する等の措置を講じます。

サービス提供中に、当事業所職員又は養護者(家族等利用者を擁護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを速やかに市町村へ通報します。

10 身体拘束の禁止について

利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束」という)を行いません。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

11 ハラスメント対策について

職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメント防止に向けて取り組みます。業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の様な行為があった場合、状況によってはサービスの提供を停止させていただく場合がございます。

- 1) 性的な話をする、必要もなく手や身体を触る等のセクシャルハラスメント行為
- 2) 特定の職員に嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求するなどの精神的暴力
- 3) たたく、つねる、払いのけるなどの身体暴力
- 4) 長時間の電話、職員や事業所に対する理不尽な苦情や、その他の行為

12 感染症蔓延及び災害等発生時の対応を業務継続に向けた取組みについて

- 1) 感染症蔓延及び災害発生時は、その規模や被害状況により通常の業務を行えない可能性があります。災害時の情報、災害状況を把握したうえで、利用者の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
- 2) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施する為の、及び非常時の体制での早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

13 虐待・サービス内容に関する相談・苦情

合同会社訪問看護ステーション ハピネス

相談担当者	管理者/代表社員：中田 彰子
電話番号	電話番号：0985-78-3393
受付対応時間	月曜～土曜日午前9時～17時まで 日曜・祝日・お盆（8月13・14・15） 年末年始（12月29日～1月3日）までを除く

宮崎県国民健康保険団体連合会 介護保険担当課介護サービス相談係

電話番号	電話番号：0985-35-5301（苦情処理専用）
FAX	FAX：0985-25-0268（苦情処理専用）

国富町保健介護課

電話番号	電話番号：0985-75-9423
------	-------------------

新富町福祉課

電話番号	電話番号：0983-33-6056
------	-------------------

14 事故発生時の対応

合同会社訪問看護ステーション ハピネス

事故発生時窓口担当者	管理者/代表社員：中田 彰子
窓口電話番号	電話番号：0985-78-3393
受付対応時間	月曜～金曜日午前9時～17時まで 日曜・祝日・お盆（8月13・14・15） 年末年始（12月29日～1月3日）までを除く

※事故とは交通事故、医療事故、自然災害を意味します。